

SaaS型3DAviewmeisterサービス利用規約

第1章 総 則

(目的と対象)

第1条 SaaS型3DAviewmeisterサービス利用規約（以下本規約と称します）は、UEL株式会社（以下当社と称します）が第2条第1号に定める本サービスおよびソフトウェアを契約者に提供する場合の基本的な契約事項を定めることを目的とします。

2. 本サービスおよびソフトウェアは当社と個別に契約した法人・各種団体（一般社団法人、公益社団法人、NPO 法人等）に限定して提供するものであり、個人のお客様は購入、ダウンロード、アクセスおよび利用ができないものとします。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、インターネット等の通信回線を通じてデータ・センタから当社が契約者へサービス仕様書に定める機能を提供するSaaS型「3DAviewmeisterサービス」および関連して提供するプログラムをいうものとします。
- (2) 「オプションサービス」とは、本サービスを構成する付加的なサービスをいうものとし、その内容についてはサービス仕様書に記載のとおりとします。
- (3) 「サービス仕様書」とは、本サービスの提供内容、提供範囲、提供方法、提供水準、利用時間帯その他の諸条件が記載された文書を総称していうものとします。
- (4) 「契約者」とは、本規約にもとづき利用契約を締結のうえ、本サービスを利用する法人をいうものとします。
- (5) 「システム管理者」とは、当社が契約者に発行する「システム管理者用ID」にもとづき、ユーザに対して「ユーザID」を発行・管理する権限を有するとともに、本サービスに係る当社と契約者との連絡業務等を担当する、契約者における管理者をいうものとします。
- (6) 「システム管理者用ID」とは、システム管理者がユーザIDを発行するために当社がシステム管理者に発行するIDをいうものとします。
- (7) 「ユーザ」とは、契約者から利用を許諾され、システム管理者により発行される「ユーザID」にもとづき、本サービスを利用する者をいうものとします。
- (8) 「ユーザID」とは、ユーザが本サービスを利用するにあたってのログイン用IDをいうものとし、システム管理者により発行されるものをいうものとします。
- (9) 「データ・センタ」とは、契約者に本サービスを提供するために、当社が任意に指定する施設であり、サーバ、その他のハードウェアならびに通信設備等から構成される施設をいうものとします。
- (10) 「利用契約」とは、本サービスの提供に関し、本規約にもとづき個々の契約者と当社との間で締結する契約をいうものとします。
- (11) 「利用開始日」とは、契約者が本サービスを利用できる状態になる日として当社により定められた日をいうものとします。
- (12) 「サービス利用期間」とは、利用契約にもとづく本サービスの利用期間をいうものとします。

- (13) 「サービス利用料金」とは、本サービス提供の対価として当社が契約者に請求する月額の利用料金をいうものとし、その金額は利用契約において定められるものとします。
- (14) 「クライアント機器等」とは、契約者が本サービスを利用するにあたって契約者が所有し、またはリースを受けもしくは賃借するネットワーク通信機器、PC、サーバ、その他のハードウェアおよびソフトウェア等を総称していうものとします。

(本規約の適用)

第3条 本規約は一切の利用契約に適用されるものとします。ただし、利用契約において明示的に本規約の内容を変更した場合、利用契約の内容が本規約の内容に優先して適用されるものとします。

2. サービス仕様書は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約等の変更)

第4条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、第5条にもとづく契約者への通知により、本規約（サービス仕様書を含む）および利用契約に規定のサービス利用料金を随時変更できるものとします。契約者は当該変更について同意できないときは、第15条第4項に従って当社に通知するものとします。契約者は第15条第4項にもとづく解約について当社に一切の損害賠償請求を行わないものとします。

(契約者に対する通知)

第5条 当社の契約者に対する通知は、次の各号のいずれかの方法をもって行われるものとします。

- (1) システム管理者の電子メールアドレスへの電子メールの送信
- (2) 本サービスに関するウェブサイトへの掲載
- (3) システム管理者への文書の郵送
- (4) 前各号の他、当社が適当と判断する方法

2. 前項の通知は、当社による電子メールの送信、ウェブサイトへの掲載または文書の発送をもって効力を生じるものとします。

第2章 サービス

(本サービスの内容・範囲)

第6条 本サービスの提供内容、提供範囲、提供方法、提供水準、利用時間帯その他の諸条件は、サービス仕様書に記載のとおりとします。

2. 本サービスに係るコンサルティング・サービス、導入・設定サービスおよびシステム開発サービス等サービス仕様書に規定外のサービスについては本サービスに含まれないものとします。
3. 契約者は、本サービスがインターネット等の通信回線を通じてデータ・センタから非独占的に提供されるサービスであり、クライアント機器等の性能、または通信環境もしくはデータ・センタの利用状況等により本サービスの可用性、通信速度、レスポンス等が変化するサービスであることを了解するものとします。

(システム管理者の選任)

第7条 契約者は、システム管理者をサービス利用申し込み時に選任し、システム管理者の氏名お

よび連絡先等を当社所定の書式にて当社に通知するものとします。

2. 契約者は、システム管理者およびその連絡先に変更が生じた場合には速やかに当社に通知するものとします。

(システム管理者用IDおよびシステム管理者用パスワードの通知)

第8条 当社は、利用開始日までにシステム管理者用IDおよびパスワード設定用のシークレットキーをシステム管理者へ通知するものとします。

(ユーザへの利用権限の設定)

第9条 ユーザに対する本サービスの利用権限の設定ならびにユーザIDの発行・管理は、システム管理者が行うものとします。

2. システム管理者が本サービスの利用権限を設定できるユーザの範囲は、利用契約において別段の定めのない限り、契約者に限られるものとします。なお、契約者は、当社が要請した場合、本サービスの利用権限を設定したユーザの名称等を当社に報告するものとします。
3. システム管理者は、利用契約に記載のユーザID数およびオプションサービスの範囲内において、ユーザに本サービスの利用権限を設定できるものとします。
4. 契約者は、本サービスの利用にあたり契約者が負担する義務を契約者の責任においてシステム管理者およびユーザに遵守させるものとし、その違反について一切の責任を負うものとします。

(運用停止)

第10条 当社は、次の各号の一に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、停止できるものとします。

- (1) 電力会社の電力供給の中断またはデータ・センタもしくは通信設備の障害等やむを得ない事由による場合
- (2) 当社がデータ・センタの保守を実施する場合
- (3) 第31条第2項第1号、第3号乃至第7号に規定の事由が発生した場合
- (4) その他非常事態が発生した場合

2. 当社は、前項各号により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、当社が緊急またはやむを得ないと判断した場合はこの限りでないものとし、事後遅滞なくその旨を契約者に通知するものとします。
3. 第1項により本サービスが停止され、契約者またはその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(再委託)

第11条 当社は、本サービスに係る作業の全部または一部を、第三者に再委託（本規約において再々委託以降を含み、以下再委託先と称します）できるものとします。

2. 前項の場合、当社は、第26条、第27条、その他本規約にもとづき当社が負担する義務を当社の責任において当該再委託先に課すものとします。

(サービスレベルアグリーメント)

第12条 当社は、サービスの提供水準として、サービス仕様書記載のサービスレベルの基準を満

たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供するものとします。

2. 当社は、サービスレベルを、利用契約にもとづく本サービスの内容を変更しない範囲で、変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のサービスレベルが適用されるものとします。
3. サービスレベルは、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービス仕様書に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも、当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
4. サービスレベルは、利用契約で除外されているサービスおよび免責事項に起因して生じたものには適用されないものとします。

第3章 契約

(利用契約)

第13条 契約者が利用契約の締結を希望する場合、契約者が当社所定の「SaaS型3DAviewmeister サービス利用申込書」（以下利用申込書と称します）にもとづき本サービスの提供を申込み、当社が当該申込みを承諾のうえ当社サービスを更新した時に利用契約は成立するものとします。なお、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者による申込みを拒否できるものとします。

- (1) 利用申込書を提出しない場合
- (2) 利用申込書において虚偽記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (3) 本サービスの提供が困難であると当社が判断する場合
- (4) 第16条第2項に該当する場合
- (5) 前各号のほか、利用契約の承諾が不適切と当社が判断する場合

2. 利用開始日は利用申込書に記載のとおりとします。
3. 利用契約において別段の定めのない限り、利用期間満了日の1か月前までに、契約者から当社に対する文書による利用契約終了の申し出がない限り、利用契約は更に1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

(契約者による利用契約の解約)

第14条 契約者は、1か月前までに当社所定の方法に従い当社に通知することにより、利用契約を解約できるものとします。

(支払い済みのサービス料金)

第15条 契約者が前条にもとづき本サービスの全部または一部をサービス利用期間内（第13条第3項にもとづき更新された場合は更新期間内とし、以下同様とします）に解約する場合、当社は既に支払われているサービス利用料金は返還しないものとします。

(当社による利用契約の解約および本サービスの停止)

第16条 当社は、2か月前までに契約者に通知することにより、または第31条第2項第7号により本サービスが提供できない場合、利用契約を解約できるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、契約者が次の各号の一にでも該当する場合には、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解約し、または本サービスを停止できるものとします。

- (1) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続等の倒産処理手続（本規約の制定後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立を受けまたは自らこれらの申立をしたとき
 - (2) 支払の停止、手形交換所の取引停止処分を受けたときまたは電子債権記録機関による取引停止処分もしくはこれと同等の措置を受けたとき
 - (3) 仮差押、差押、仮処分または競売手続の開始があったとき
 - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき
 - (5) 信用状態が悪化し、またはその虞があるものと当社が判断するとき
 - (6) 契約者がサービス利用料金の支払いを遅滞し、当社の催告にかかわらず延滞が解消されない場合、その他利用契約のいずれかの条項に違反し、またはその虞があるものと判断される場合
 - (7) 本サービスの円滑な運営を妨げるものと当社が判断した場合
3. 契約者は、前項各号の一にでも該当した場合には、当社よる何らの通知、催告等がなくとも利用契約より発生する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに金銭債務を当社に弁済するものとしします。
 4. 第1項または第2項による利用契約の解約または本サービスの停止により、契約者またはユーザその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとしします。
 5. 第1項にもとづき本サービスの全部または一部を当社が解約する場合、当社は既に支払われているサービス利用料金のうち、解約する本サービスについて提供しない月数（解約日の属する月の翌月から計算）に対応する金額を契約者に返還するものとしします。

第4章 サービス利用料金および支払条件

（サービス利用料金）

第17条 サービス利用料金は、利用契約において定められるものとしします。

2. サービス利用料金は、利用開始日の属する月から課金されるものとしします。
3. 契約者が第14条1項にもとづき利用契約を解約した場合、または契約者の責に帰すべき事由もしくは第16条第2項により利用契約が解約された場合、契約者は、解約日が属する月に係るサービス利用料金の全額について支払義務を免れないものとしします。

（支払条件）

第18条 契約者は、利用契約において別段の定めのない限り、サービス利用料金をサービス開始日の翌月末日までに当社に支払うものとしします。

2. 契約者は、サービス利用料金に対し、消費税法および地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等を併せて当社に支払うものとしします。
3. 契約者が当社に対する支払いを行わない場合、当社は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、未払金額に年14.6%の利率を乗じた金額を遅延利息として契約者に請求できるものとしします。
4. 契約者の当社に対する支払いは、当社が指定する銀行口座への現金振込によるものとし、振込手数料は契約者の負担としします。

第5章 契約者の義務

(禁止事項)

第19条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定の事項を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（以下知的財産権と称します）を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改竄または消去する行為
 - (3) 本規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつきまたは結びつくおそれのある行為
 - (7) わいせつ、アダルトコンテンツ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウィルス等有害なコンピュータ・プログラム等を送信または掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせ電子メール）を送信する行為
 - (12) データ・センタや通信回線に過大な負荷を生じさせる行為、その他本サービスの運営に支障を及ぼす行為
 - (13) リバース・エンジニアリング、データコンパイル、逆アセンブルおよびそれに類する行為
 - (14) 第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
 - (15) 本サービスの利用に際し、ウェブアクセス以外の方法でアクセスする行為
 - (16) ソースコードにアクセスする行為
 - (17) 本規約に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (18) 前各号の趣旨に照らし、当社が不適切と判断した行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為または契約者が提供または送受信する（契約者の利用となされる場合も含む）情報（第22条のデータを含む）を監視する義務を負わないものとします。

(ID等の管理)

第20条 契約者は、システム管理者用IDおよびシステム管理者用パスワードならびにユーザIDお

よびユーザパスワード（以下併せてID等と称します）を厳重な注意をもって管理（パスワードの適宜変更を含む）するものとし、システム管理者またはユーザ以外の第三者に開示してはならないものとしします。

2. ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害について、当社はいかなる責任も負わないものとしします。
3. 契約者は、ID等を失念した場合、または第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社から指示がある場合には、これに従うものとしします。ただし、当該ID等によりなされた利用は、契約者によりなされたものとみなし、契約者は、本サービスにもとづく当社に対する一切の債務を免れることはできないものとしします。

（クライアント機器等の設置および維持）

第21条 契約者は、サービス仕様書の定めに従い、自らの負担と責任においてクライアント機器等を設置するものとしします。

2. 本サービスの利用にあたり必要となる通信回線利用料その他これに係る諸経費は、サービス利用料金には含まれず、契約者が負担するものとしします。
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、自らの負担と責任においてクライアント機器等を正常に稼働させるよう維持したうえで、本サービスを利用するものとしします。

（データの管理）

第22条 契約者は、本サービスの利用に伴い当社のデータ・センタとの間で送受信される、またはその他何らかの方法で当社と契約者の間で授受される契約者に関するデータ（以下データと称します）について、自らの負担と責任においてバックアップを行うものとしします。

2. 契約者は、データの内容の適切性を自らの責任において判断のうえ、本サービスを利用するものとしします。
3. 本サービスの利用に起因するデータの滅失または損傷については、当社はいかなる責任も負わないものとしします。
4. 当社は、本サービスが終了した場合、データ・センタに蓄積された契約者に関するデータを消去するものとしします。

（情報や資料等の提供）

第23条 契約者は、当社からの要請がある場合、本サービスの履行に必要な情報または資料等（以下併せて資料等と称します）を無償で当社に提供するものとしします。

2. 当社は、本サービス遂行上必要な範囲内で資料等を利用できるものとしします。
3. 本サービスの履行にあたり、契約者の事務所等で当社が作業を実施する必要がある場合、契約者は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む）を無償で当社に提供するものとしします。
4. 契約者が提供した資料等の誤り、または作業実施場所の提供遅延等によって生じた本サービスの履行遅滞等について、当社はその責を負わないものとしします。

（ユーザの遵守事項）

第24条 第9条の定めにもとづき、当社が、ユーザによる本サービスの利用を承諾した場合、契約者はユーザとの間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結するなどの方法により、ユ

ーザにこれらの事項を承諾および遵守させるものとします。

- (1) ユーザは、利用契約の内容を承知したうえ、契約者と同様にこれらを遵守するものとします。
- (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、契約者からユーザに対する本サービスの提供も自動的に終了し、ユーザは本サービスを利用できなくなるものとします。
- (3) ユーザは、第三者に本サービスを利用させないものとします。
- (4) ユーザは、本サービスに関して当社に損害賠償の請求はできず、一切の責任追及を行うことができないものとします。
- (5) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、ユーザから事前の承諾を受けることなくユーザの秘密情報を開示することができるものとします。また、当社は第11条の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者がユーザから事前の承諾を受けることなくユーザの秘密情報を開示することができるものとします。

第6章 その他

(知的財産権の取扱い)

第25条 契約者は、利用契約にもとづいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとします。

2. 契約者は、当社または当社への権利許諾者の知的財産権に係る権利表示および説明を変更してはならないものとします。
3. 契約者が、本サービスを利用するにあたり、第三者から知的財産権を侵害するとして何らかの訴え、異議、請求等（以下併せて紛争と称します）がなされた場合、契約者はすみやかに紛争の事実を当社に通知するものとし、当社および当社への権利許諾者は契約者と協議のうえ、当該第三者との紛争を処理することができるものとします。なお、契約者は当社または当社への権利許諾者に必要な権限を委譲するとともに、必要な協力を行うものとします。
4. 契約者は、本サービスの利用に伴い、当社および原権利者の知的財産権を侵害した場合には、当社および原権利者へその損害を賠償するものとします。

(秘密の保持)

第26条 契約者および当社は、利用契約の履行に関連して秘密または非公開である旨の表示がなされたうえで、開示または提供された相手方の技術上、販売上その他業務上の情報（以下併せて秘密情報と称します）を、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。なお、契約者および当社は、秘密情報を相手方に口頭にて開示する場合には、開示の際に秘密である旨を相手方に表明したうえで、開示後速やかに秘密情報の内容を記載した文書を相手方に交付するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- (1) 相手方より開示を受けた時点において秘密保持義務を負うことなく適法に保有していたもの
- (2) 相手方に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (3) 秘密情報によらず独自に開発したもの
- (4) 相手方より開示を受けた時点において既に公知のもの、または本規約および利用契約

に違反することなく、公知となったもの

(5) 相手方が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示したもの

2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めにもとづき裁判所または権限のある行政機関からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めにもとづく開示先、当該裁判所または当該行政機関に対し開示することができるものとし、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかに相手方に通知するものとし、
3. 契約者および当社は、秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、
4. 契約者および当社は、秘密情報を利用契約の目的の範囲内でのみ使用し、利用契約の目的の範囲内で秘密情報を複製または改変（以下併せて複製等と称します）することができるものとし、この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとし、
5. 前各項の規定にかかわらず、本サービス遂行上当社が必要と認めた場合には、第11条規定の再委託先のために必要な範囲で、契約者から事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとし、ただし、当社は再委託先に本条にもとづき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、
6. 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは秘密情報および複製等を相手方に返還し、秘密情報がクライアント機器やデータ・センタのサーバ等に記録されている場合はこれを完全に消去するものとし、
7. 本条の規定は、利用契約終了後、2年間有効に存続するものとし、

(個人情報の保護)

第27条 当社は、本サービスの実施に伴い契約者から提供された個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定される「個人情報」をいうものとし、以下同じ）を本サービス利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関係法令等にもとづき、適切に取り扱うものとし、

2. 個人情報の取り扱いについては、前条規定の第3項乃至第6項の規定を準用するものとし、
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとし、

(データの利活用)

第28条 当社は、第22条に定めるデータおよび個人情報を集計して特定の個人を識別することができない統計的な情報を作成し、当該情報を、本サービスの品質向上、関連する新たなサービスの検討、開発その他当社の事業活動のために利用し、または第三者に開示することができるものとし、

(情報漏洩時の対応)

第29条 契約者および当社は、秘密情報または個人情報の漏洩の事実を覚知した場合は、直ちに相手方へ通知するとともに、対応策について協議するものとし、

(免責)

第30条 当社は、本サービスならびに本サービスを利用して作成した契約者およびユーザのデータに関し、正確性、完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、特定目的への適合性ま

たは特定結果の実現性について、いかなる保証も行わないものとします。

(損害賠償)

- 第31条 当社が自己の責めに帰すべき事由により利用契約に違反し、契約者に損害を与えた場合、当社の負担する損害賠償の累積総額は、債務不履行、法律上の契約不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、また、利用契約の解約の有無にかかわらず、損害発生月のサービス利用料金相当額を限度とするものとします。なお、特別の事情によって生じた損害および逸失利益等については、予見すべきであったか否かを問わず、当社はいかなる責も負わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由に起因して契約者に生じた損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
 - (1) クライアント機器等の障害またはデータ・センタまでのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (2) データ・センタからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する問題
 - (3) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのデータ・センタ等本サービスに係る設備への侵入
 - (4) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないデータ・センタ等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (5) 当社が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないこと
 - (6) 当社に対する刑事訴訟法第218条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分の実施
 - (7) 天災地変、戦争、テロ行為、伝染病の流行等の不可抗力その他当社の責めに帰さない事由により本サービスを提供できない場合
 3. 当社は、契約者が権利を行使できる時から1年間が経過した後は第1項の損害賠償責任を負わないものとします。
 4. 評価利用など無償で本サービスを利用する契約者または契約に違反した契約者および契約締結していない者に関しては、予見すべきであったか否かを問わず、当社はいかなる責も負わないものとします。

(輸出管理等)

- 第32条 契約者が本サービスを直接または間接的に輸出または再輸出する場合は、契約者の責任において「外国為替及び外国貿易法」及び適用される全ての法令・規則に従うものとします。
2. 大量破壊兵器及び通常兵器の開発、製造、使用、貯蔵又は保守活動を行う者（経済産業省発行の「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業、研究機関、団体、人物等を含む）に対して直接または間接的に本サービスを提供してはならないものとします。
 3. 本サービスの仕向地または最終顧客が存在する国・地域が以下のいずれかにあたる場合は、直接または間接的に本サービスを提供してはならないものとします。

4. 契約者は、本サービスがキャッチオール規制の対象であり、最終顧客、最終用途、仕向地により規制に該当する場合があることを承知するものとします。輸出する場合は契約者の責任において輸出に必要な許可の取得や手続きを行うものとします。

(反社会的勢力の排除)

第33条 契約者は、自社、自社の親会社（自社の議決権株式の過半数を有する会社）および自社の子会社（自社がその議決権株式の過半数を有する会社）（以下あわせて自社等と称します）ならびに自社等の役員が、過去、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下暴力団等と称します）のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証します。

- (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的とを問わず、不当に暴力団等を利用すること
 - (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有すること
 - (4) 自社等の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (5) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
 - (6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害すること
2. 当社は、契約者が前項の規定に違反した場合、契約者に対する何らの通知、催告を要せず、利用契約の全部または一部について解除することができるものとします。
 3. 契約者が第1項の規定に違反した場合、契約者は、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務を直ちに当社に弁済しなければならないものとします。
 4. 契約者が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき利用契約を解除したことにより契約者に損害が発生した場合でも、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
 5. 契約者が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき利用契約を解除したことに起因して当社に損害が発生した場合、当社は契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

(本規約の有効性等)

第34条 法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または適用不可能とされた場合であっても、それによって本規約の他の部分の有効性や適用可能性は影響を受けないものとし、法律により許容される範囲内で法的強制力を有するものとします。

2. 当社または契約者が相手方による本規約の規定の遵守を強制せず、または要請をしなかったとしても、当該規定を放棄したとはみなされず、当該規定その他の規定を強制する権利になんら影響を与えないものとします。

(準拠法および提供地域)

第35条 利用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国の法令に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第36条 利用契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第37条 利用契約に定めのない事項または利用契約の履行につき疑義を生じた場合、契約者および当社は誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

附則（2024年02月05日）

本規約は、2024年02月07日より発効するものとします。

以 上